

議第155号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	水泳プール	7月の第2土曜日から7月19日までの間の土曜日、日曜日および休日ならびに7月20日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで
	会議室 グラウンド ゴルフ場	1月4日から12月28日まで	

を

会議室 グラウンド ゴルフ場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	に改める。
----------------------	----------------	--------------	-------

別表第2第2項の表水泳プールの項を削り、別表第2第2項注1中「、水泳プールの使用を除き」を削り、同項注3中「または水泳プール」を削り、同項中注4を削り、注5を注4とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。